

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社トーニチコンサルタント（法人番号4011001015552）  
業者の住所：東京都渋谷区本町1-13-3
2. 指名停止措置期間：令和8年3月31日から令和8年5月30日（2か月）
3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県
4. 事 実 概 要：  
上記有資格業者は、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
5. 指名停止措置理由：  
上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上9月以内